

## 阿久比町広告付き受付番号自動発券機システム提供者募集要項

### 1 趣旨

阿久比町は、窓口の混雑緩和や住民サービスの向上、経費の削減、地域経済の活性化及び行政情報の広報を目的として企業等の広告付き受付番号自動発券機システム（受付番号発券機、受付した番号を表示する番号案内表示モニター及び周辺機器並びに企業広告や町の行事等を放映する広告放映用モニターをいう。以下「自動発券機システム」という。）を無償で提供、設置及び運営する広告事業実施事業者（以下「システム提供者」という）を募集する。

なお、広告の募集、動画又は静止画の作成はシステム提供者が行う。

### 2 設置概要

#### (1) 施設

阿久比町役場庁舎 1 階

#### (2) 所在地

知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 5 0 番地

#### (3) 開庁日（時間）

月曜日から金曜日まで（午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）

※年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）及び祝日は閉庁日とする。

### 3 事業内容等

#### (1) 事業内容

本庁舎 1 階に自動発券機システムを無償で設置すること。また、広告放映用モニターに企業等の広告主を募集し、広告を動画等で掲載することがきるものとする。

#### (2) 設置物、設置位置及び機器仕様等

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 実施期間

自動発券機システムの運用開始日から原則 5 年間（令和 7 年 8 月 1 日運用開始予定）とする。

ただし、システム提供者は自動発券機システムの運用開始日前に町職員への操作研修及び機器調整を実施すること。

#### 4 広告の規格等

- (1) 放映する内容は1枠15秒程度を基本とし、行政情報及び民間広告を放映すること。
- (2) 広告主の募集、広告の作成、放映等は事業者が行うこと。
- (3) 広告主の選定及び広告内容等については、阿久比町広告掲載要綱を遵守し、事前に本町において審査を受けること。また、同要綱に違反することが判明した民間広告については放映中止に応じること。
- (4) 広告内容等については、外部審査団体などの外部へ事前に審査ができる体制を有すること。
- (5) 広告は、動画又は静止画での放映とし、原則音声を発しないこととするが、音声の出力を希望する場合は、窓口業務に支障のないよう協議すること。
- (6) 放映する広告内容に対する苦情、その他広告内容に係る対応は、事業者が誠意ある対応をし、速やかな解決に努めること。

#### 5 申込資格

申込できる事業主は単独の事業者とし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 契約案件の公告時に阿久比町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載があること。
- (2) 過去2年以内に地方公共団体に対し自動発券機システム提供の実績があること。
- (3) 法人市町村民税（個人事業主の場合は市町村民税）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 暴力団員等、暴力団の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 消費者金融又は事業者金融を営む者でないこと。
- (7) 利殖を目的とした投資、投機のあつせん、勧誘、募集等を行う者でないこと。

## 6 申込方法

### (1) 申込受付期間

#### ア 持参する場合

令和7年4月7日（月）から令和7年4月24日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く）

#### イ 郵送する場合

書留郵便により令和7年4月24日（木）必着

### (2) 提出先

阿久比町役場民生部住民医療課戸籍住民係

### (3) 提出書類

ア 阿久比町広告付き受付番号自動発券機システム申込書（阿久比町広告付き受付番号自動発券機システムの提供に関する要領（以下「要領」という。）様式第1号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 会社・法人の登記事項証明書（事業主の場合は、身分証明書）

エ 納税証明書（最新の事業年度のもの）

### (4) 企画提案書の部数及び記載内容

ア 部数：5部

イ 規格：A4版

ウ 記載内容

- ・ 会社概要、提供実績
- ・ 導入体制、作業スケジュール等
- ・ 自動発券機システムの仕様
- ・ 行政情報の広報と民間企業の広告の方法

- ・ 民間企業等の広告の募集方法及び審査体制
- ・ 自動発券機システムの保守及び維持管理の体制（緊急時の対応を含む）
- ・ 契約終了時における当該事業の考え方及び原状復帰の方法
- ・ 提案金額（広告主から得られた広告料の一部）
- ・ その他独自の提案、工夫など

(5) その他

- ・ 提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。
- ・ 提出書類等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 提出書類等は、一切返却しない。
- ・ システム提供者は、提案金額とは別に、広告に係るモニターの仕様に伴う電気使用料相当分を町に納める。
- ・ この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

7 自動発券機システム設置提供者の選定方法及び結果

(1) 選定方法

企画提案書の審査は、民生部長を始めとした4名の審査委員で審議し、システム提供者1者を選定する。提出された書類に基づき、選定基準で定める審査項目について点数化し、得点が最も高い提案を採用する。審査員が必要と認めた際は、提案者に対し質問等を実施する場合がある。

(2) 選定結果について

審査の結果は、阿久比町広告付き受付番号自動発券機システム提供者決定通知書（要領 様式第2号）により、申込者に通知する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議には応じない。なお、通知は令和7年4月28日（月）を予定とする。

8 協定書の締結

選定結果に基づき、町と自動発券機システム提供者は協議のうえ、提案内容を反映した仕様書を作成し、協定を締結する。協定締結日は令和7年5月1日（木）を予定とする。

## 9 システム提供者の責務

- (1) システム提供者は、広告放映用モニターで放映する企業広告等の内容について、一切の責任を負うものとする。
- (2) システム提供者は、広告の放映までに広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。
- (3) システム提供者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- (4) システム提供者は、自動発券機システム及び広告に起因して町に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) システム提供者は、自動発券機システム及び広告に関する一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

## 10 施設使用等について

広告放映用モニターの使用に係る部分については、阿久比町財産管理規則（昭和40年阿久比町規則第5号）第7条の規定による行政財産の目的外使用許可に基づき使用するものとする。

## 11 広告主の納税状況の確認

広告主については、本町の町税等の納税状況を確認する必要があることから、システム提供者が広告主を募集する場合は、自動発券機システム提供者は広告主の「広告放映に係る町税納付状況の確認承諾書」（別記様式）を、選定後に提出すること。

なお、広告主が本町の町税を滞納している場合は、システム提供者に対して当該広告放映の中止を通知する。

## 12 問い合わせ先

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町民生部住民医療課戸籍住民係

電話番号 代表 0 5 6 9 - 4 8 - 1 1 1 1 (内線 1 1 1 5)

メールアドレス koseki@town.agui.lg.jp